

米軍CH-53ヘリコプターの窓落下事故に対する意見書

平成29年12月13日午前10時頃、米軍普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターのコックピットの窓（重さ約7.7キロ、四方約90センチ）が宜野湾市の普天間第二小学校運動場に落下し、衝撃により1人の児童が負傷する事故が発生した。当時、運動場では54人の児童が体育の授業中で、何より安全であるべき学校施設において、一歩間違えれば重大な犠牲を生じかねない事故が発生したことへの児童や保護者の不安と恐怖は計り知れず、学校関係者をはじめ県民を震撼させた極めて憂慮する事態である。

米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、12月7日には同型ヘリのものと思われる部品が宜野湾市内の保育園に落下。先月末には嘉手納基地に暫定配備されているF-35A戦闘機がパネル落下事故を起こすなど、米軍の安全管理体制の欠如に激しい憤りを禁じ得ない。また同型ヘリは嘉手納飛行場へもたびたび飛来していることから、嘉手納町民を巻き添えにする危険性を改めて認識させるもので、徹底した改善を図るよう強く要求するものである。

本町議会においては、これまでも航空機からの部品落下事故が発生するたびに安全管理の徹底、実効性のある再発防止策を米軍はじめ関係機関に強く申し入れてきた。日本政府においては、二度とこのような事故を起こさぬよう、米側に対し安全管理の徹底及び再発防止の取り組みを毅然とした態度で臨むことを求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 2 安全性が確保されるまでCH-53ヘリコプターの飛行を一切中止すること。
- 3 CH-53ヘリコプターの嘉手納飛行場への飛来、住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。
- 4 普天間基地の1日も早い閉鎖・返還と5年以内の運用停止を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月18日
沖縄県嘉手納町議会

（あて先）

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長
沖縄県知事

米軍CH-53ヘリコプターの窓落下事故に対する抗議決議

平成29年12月13日午前10時頃、米軍普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターのコックピットの窓（重さ約7.7キロ、四方約90センチ）が宜野湾市の普天間第二小学校運動場に落下し、衝撃により1人の児童が負傷する事故が発生した。当時、運動場では54人の児童が体育の授業中で、何より安全であるべき学校施設において、一歩間違えれば重大な犠牲を生じかねない事故が発生したことへの児童や保護者の不安と恐怖は計り知れず、学校関係者をはじめ県民を震撼させた極めて憂慮する事態である。

米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、12月7日には同型ヘリのものと思われる部品が宜野湾市内の保育園に落下。先月末には嘉手納基地に暫定配備されているF-35A戦闘機がパネル落下事故を起こすなど、米軍の安全管理体制の欠如に激しい憤りを禁じ得ない。また同型ヘリは嘉手納飛行場へもたびたび飛来していることから、嘉手納町民を巻き添えにする危険性を改めて認識させるもので、徹底した改善を図るよう強く要求するものである。

本町議会においては、これまでも航空機からの部品落下事故が発生するたびに安全管理の徹底、実効性のある再発防止策を米軍はじめ関係機関に強く申し入れてきた。日本政府においては、二度とこのような事故を起こさぬよう、米側に対し安全管理の徹底及び再発防止の取り組みを毅然とした態度で臨むことを求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 2 安全性が確保されるまでCH-53ヘリコプターの飛行を一切中止すること。
- 3 CH-53ヘリコプターの嘉手納飛行場への飛来、住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。
- 4 普天間基地の1日も早い閉鎖・返還と5年以内の運用停止を実現すること。

以上、決議する。

平成29年12月18日
沖縄県嘉手納町議会

（あて先）

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
第三海兵遠征軍司令官 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長